

建設工事入札参加資格登録業者 各位

福井市 財政部 契約課長

平成 27 年 4 月以後に発注する建設工事の入札における工事費内訳書について

建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）が改正され、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類（以下「工事費内訳書」という。）を提出するものとされました。

平成 27 年 4 月以後に本市が発注する建設工事の入札においては、すべての入札参加者に対し、入札書の提出の際に工事費内訳書の提出を求めることとします。

つきましては、下記のとおり、留意点をお示ししますので、ご確認くださいようお願いいたします。

記

1. 適用時期及び工事費内訳書の提出を求める入札案件

平成 27 年 4 月 1 日以後に入札公告する条件付一般競争入札及び指名通知する指名競争入札

2. 工事費内訳書の要件

設計図書に対応した直接工事費、間接工事費、一般管理費等の額及び直接工事費の算出の基礎となる工種・種別等の内容（数量、単価、金額等）を明らかにしたもの

（工種・種別等の内容とは、設計図書に記載する「工事区分・工種・種別」と同一の工事区分・工種・種別をいう。（建築関連の場合は、設計図書に記載する「工事区分・工種・種別」を直接工事費の「工事別・種目別・科目別」と読み替える）

3. 工事費内訳書の様式

入札情報サービスシステムに入札案件ごとに掲載する別添 1 の「工事費内訳書（参考）」の様式又は任意の様式

4. 工事費内訳書の内容不備による取扱い

内訳書提出要領第 2 条第 1 項各号の要件を満たしていない、記名がないなど内容に不備がある工事費内訳書を提出した場合、その入札を無効とする（別添 2 をご覧ください）

5. その他

電子入札システムにおいて工事費内訳書を提出する方法については、別添 3 の「電子入札システムにおける「工事費内訳書」を入札書に添付して送付する方法」をご覧ください。